

通達甲（生．総．対 2）第 6 号
平成 12 年 7 月 25 日
存 続 期 間

各所属長 殿

生 活 安 全 部 長

○警視庁自転車防犯登録事務取扱要綱の制定について

〔沿革〕	平成	16 年	4 月	通達甲（副監．総．企．組）第 4 号
	22 年	3 月	同（生．総．対 3）第 1 号	
	29 年	12 月	同第 6 号	
	30 年	9 月	同（副監．総．企．組）第 15 号	
	令和	3 年	3 月	同第 6 号改正
	7 年	3 月	同（生．総．個）第 3 号改正	

このたび、別添のとおり、警視庁自転車防犯登録事務取扱要綱を制定し、平成 12 年 7 月 25 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、自転車防犯登録運用要綱の制定について（平成 6 年 6 月 20 日通達甲（防．防．対）第 4 号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

記

制定の趣旨

自転車防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）により義務化され、旧要綱に基づき運用してきたところであるが、自転車防犯登録事務について必要な事項を定め、その適正を図るとともに、区市町村から、条例で定めるところにより区市町村長が撤去した放置自転車に関する資料の提供を求められたときの措置等について実情に沿うよう新たに要綱を制定するものである。

別添

警視庁自転車防犯登録事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、自転車防犯登録事務の取扱いについて必要な事項を定め、その適正な運用を期することを目的とする。

第2 準拠

自転車防犯登録事務の取扱いについては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号。以下「法」という。）、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 12 号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 自転車防犯登録

自転車の盗難予防と被害回復に資するため、自転車を利用する者の氏名又は名称及び住所、車体番号、車体の形状その他当該自転車の同一性を認識するために必要な事項について、指定団体が行う登録をいう。

2 指定団体

規則に基づき、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した自転車防犯登録（以下「防犯登録」という。）を行う団体をいう。

3 指定区域

公安委員会が、法第 12 条第 3 項に規定する防犯登録の義務化を実施する地域として指定した区域をいう。

4 自転車防犯登録カード

防犯登録に係る新規登録、再登録、変更又は抹消をするために作成するカードをいう。

5 防犯登録所

指定区域の指定団体の会員である自転車販売店等が自転車を利用する者の申出により、自転車防犯登録カードを作成し、自転車に登録番号標を貼〔ちょう〕付する業務を行う場所をいう。

6 新規登録

未登録の自転車に対し、新たに防犯登録を行うことをいう。

7 再登録

登録済みの自転車の防犯登録を抹消し、再度防犯登録を行うことをいう。

8 変更

自転車防犯登録カードの内容のうち、当該自転車を利用する者の氏名若しくは名称、

住所又は電話番号を変更することをいう。

9 抹消

防犯登録を抹消することをいう。

第4 防犯登録の義務化の対象となる自転車

防犯登録の義務化の対象となる自転車は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車とする。

第5 防犯登録の推進

警察署長（以下「署長」という。）及び生活安全総務課長は、防犯登録を推進するため、区市町村等の関係行政機関、指定団体等と連携し、自転車を販売又は利用する者に対し、防犯登録の義務化について広報啓発活動を行うものとする。

第6 防犯登録のデータ入力等

生活安全総務課長は、指定団体から自転車防犯登録カード（提出用）（以下「登録カード」という。）の提出を受けた場合は、次の要領により取り扱うものとする。

- 1 登録カードにより、必要な措置を講じた後、警察情報システムに登録するものとする。
- 2 登録カードは、当該登録カードを作成した防犯登録所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。ただし、変更のため新たに作成された登録カード（以下「変更登録カード」という。）又は抹消のため作成された登録カード（以下「抹消登録カード」という。）については、当該変更又は抹消に係る登録カードを保管している署長に送付するものとする。

第7 登録カードの保管等

署長は、次の要領により登録カードを取り扱うものとする。

- 1 生活安全総務課長から登録カードの送付を受けた場合
 - (1) 登録カードは、登録番号順に整理保管するものとする。
 - (2) 再登録のため新たに作成された登録カードの送付を受けた場合で、当該再登録に係る登録カードを保管しているときは、保管している当該カードを廃棄するものとする。

また、当該再登録に係る登録カードを他の署長が保管しているときは、当該署長に、保管している当該カードを廃棄するよう依頼し、依頼を受けた署長は、保管している当該カードを廃棄するものとする。
 - (3) 変更登録カードの送付を受けた場合は、保管している当該変更に係る登録カードを廃棄するものとする。
 - (4) 抹消登録カードの送付を受けた場合は、保管している当該抹消に係る登録カードとともに廃棄するものとする。
- 2 区市町村から抹消に関する申出を受けた場合
区市町村から、条例で定めるところにより区市町村長が撤去した放置自転車の廃

棄等の処分をする場合において、抹消に関する申出を受けた場合は、当該申出内容を生活安全総務課長（個別防犯係経由）に速やかに連絡するとともに、当該申出に係る登録カードを保管しているときは、保管している当該カードを廃棄するものとする。

また、当該申出に係るカードを他の署長が保管しているときは、当該署長に、保管している当該カードを廃棄するよう依頼し、依頼を受けた署長は、保管している当該カードを廃棄するものとする。

第8 区市町村から資料の提供を求められた場合の署長の措置

署長は、区市町村から、条例で定めるところにより区市町村長が撤去した放置自転車に関する資料の提供を求められた場合は、返還事務に必要な最小限の範囲で速やかに回答し、返還事務以外の目的に使用しないよう申し入れるとともに、処理てん末を明らかにしておくこと。

第9 留意事項

職員は、防犯登録に関する情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。

第10 その他

指定区域以外の地域における自転車防犯登録事務の取扱いについては、前記第6から第9までの規定を準用する。